

漁業法の規定に基づく報告等に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日

全都道府県知事 殿
農林水産大臣 殿

(委任者)

氏名

印

住所

1 漁業法の規定に基づく報告等に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告等について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告等に係る事務を委任します。

(1) 代理人

漁獲報告システムに水揚情報を提供する全ての市場及び漁業協同組合等

(2) 委任期間

令和 年 月 日から委任を解除する申し出を行う時まで

※委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び都道府県知事または農林水産大臣に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項 (を入れる。)

法第26条第1項の規定に基づく都道府県知事または農林水産大臣に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項の規定に基づく都道府県知事または農林水産大臣に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第52条第1項の規定に基づく農林水産大臣に対する報告または法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく都道府県知事に対する報告（大臣許可漁業または知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第78条第1項の規定に基づく農林水産大臣に対する報告（届出漁業における漁獲成績報告書の報告）

法第90条第1項の規定に基づく都道府県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告並びに報告以外で水揚げ先の都道府県が収集する情報及び漁業者情報（氏名・住所・漁船登録情報・許可情報等）の内容について、漁獲報告システムの利用、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、漁業者の根拠地並びに水揚げ先の都道府県の機関、漁業者の根拠地並びに水揚げ先の都道府県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、各都道府県に設置される漁獲情報のデジタル化を推進するデジタル化推進協議会、所属漁協等並びに水揚げ先の都道府県内の漁協・産地市場等、その他の関係機関（これらの機関等から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。